

公開 番号	分類	更新状況	お問合せ	回答	参考リンク	
			Q	A	表示名1	URL1
1	拋出		資産と負債の両方を現物拋出するが、基準日で算定すると負債の額の方が大きい。拋出額が資産より負債の方が大きいのは認められませんか。	認められません。「負債」については、拋出対象財産の取得に伴い生じた負債のうち、基準日における拋出財産評価額の範囲内で引き継ぐことが可能です。なお、負債を分割して医療法人に承継する場合は、負債の分割が可能か、金融機関に事前にご相談ください。	A－3．医療法人の財産	https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/iryo/hojin/zaisan.html
2	拋出		負債が資産の拋出額を越えないよう負債と資産の拋出額を同額にした場合、資産と負債の拋出額はプラスマイナスゼロになるが、拋出額が0円でも「基金の割当ての決定について」（様式10）や基金拋出契約書（参考c－1）を作成する必要がありますか。	必要です。差引額（基金拋出額）が0円でも「基金の割当ての決定について」（様式10）及び基金拋出契約書（参考c－1）は作成してください。	A－3．医療法人の財産	https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/iryo/hojin/zaisan.html
3	拋出 （現物）		「個人診療所時代の資産・負債の引継ぎについて」において「引継可能な資産・負債」が一覧として示されているが、仕分けの考え方について説明してください。	「医療法人は、その業務を行うに必要な資産を有しなければならない」（医療法41①）と定められており、資産として「開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務を行うために必要な施設、設備又は資金を有しなければならない」（医療法施行規則30の34）とされています。 この規定を踏まえて、「引継可能な資産」は、医療法人の設立時点において、医療法人が医業を行うために必要不可欠かつ実在性があると認められる財産に限定されます。このため、往診等に用いない通勤車や薬品等の消耗品などは引き継げません。 また、「負債」については、拋出対象財産の取得に伴い生じた負債のうち、基準日における拋出財産評価額の範囲内で引き継ぐことが可能です。	A－3．医療法人の財産	https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/iryo/hojin/zaisan.html
4	拋出 （現物）		引き継ぐ負債の額が、資産の帳簿価格（拋出額）を上回っているが、金融機関が負債の一部だけの承継を認めない場合、どうしたらいいですか。	資産の帳簿価格（拋出額）を超える負債は引き継げません。また、金融機関が負債の分割を認めないのであれば、負債は引き継げないことになります。その場合、資産だけ引き継ぐこととなります。	A－3．医療法人の財産	https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/iryo/hojin/zaisan.html
5	拋出 （現物）	R3.12.13更新	通勤で使用しているが、往診でも使う車両の拋出は可能ですか。	医業（往診、患者の送迎等）にのみ使用しているのであれば、拋出できます。 私用目的で使用している場合は、医業に使用している場合であっても拋出できません。	A－3．医療法人の財産	https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/iryo/hojin/zaisan.html
6	拋出 （現物）		倉庫として使用している建物の拋出は可能ですか。	医業に使用しているのであれば、拋出できます。なお、添付書類は、診療所用不動産の拋出時と同じです（不動産鑑定評価書）。	A－3．医療法人の財産	https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/iryo/hojin/zaisan.html

公開 番号	分類	更新状況	お問合せ	回答	参考リンク	
			Q	A	表示名1	U R L 1
7	拋出 (現預金)		現金の拋出について、預金口座種別に制限はありますか。	拋出の履行日に確実に払込みがなされるのであれば、口座種別は問いません。 ただし、外貨預金は不可です。	A－3．医療法人の財産	https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/iryo/hojin/zaisan.html
8	拋出 (現預金)		残高証明書はオンライン発行のものでも差し支えないですか。	オンライン発行の残高証明書であっても、預貯金取扱金融機関が認めた方法により発行されたものであれば、証明書類として取り扱います。	A－3．医療法人の財産	https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/iryo/hojin/zaisan.html
9	拋出 (現預金)		同一人物が、複数の金融機関から拋出する場合、残高証明書はどのように取得すればいいですか。	それぞれの預貯金取扱金融機関の残高証明書を、すべて同じ残高証明基準日で取り、添付してください。（同一日で統一する必要があるのは発行日ではなく残高証明基準日です。）	A－3．医療法人の財産	https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/iryo/hojin/zaisan.html
10	拋出 (現預金)	R5.12.11更新	現物拋出をせず、現金拋出のみで医療法人を設立することは可能ですか。	拋出する資産がない場合を除き、現金のみの拋出による医療法人の設立は原則できません。	A－3．医療法人の財産	https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/iryo/hojin/zaisan.html
11	拋出 (現預金)		現物拋出をする場合でも現金の拋出は必須ですか。	法人が診療所を開設後、保険診療の収入が得られるまでの2ヶ月間の運転資金等として必要ですので、必ず拋出してください。	A－3．医療法人の財産	https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/iryo/hojin/zaisan.html
12	拋出 (現預金)	R4.6.28更新	医療機器等は全て基金拋出しなければなりませんか。	設立者が所有している医療機器等は全て基金拋出する必要があります。 医療機器等を基金として拋出することが不可能である場合は個別に相談してください。	A－3．医療法人の財産	https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/iryo/hojin/zaisan.html
13	申請書類	R3.6.11追加	理事2名で設立する場合、追加で提出する書類や注意事項はありますか。	設立認可申請書について、様式1－1ではなく様式1－2を提出してください。 (追加で提出する書類はありません。ただし、設立後に分院や附帯業務を開設する際には理事定数の上限を3名以上としていただく必要がありますのでご注意ください。)	A－2．医療法人設立認可申請（様式）	https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/iryo/hojin/ninkashinse.html

公開 番号	分類	更新状況	お問合せ	回答	参考リンク	
			Q	A	表示名1	U R L 1
14	申請書類	R3.12.13更新	定款やその他の申請書類に記載する医療法人の主たる事務所及び診療所の住所は、どのように表記すればいいですか。	住居表示が実施されている地域であれば、住居表示としてください。 住居表示が実施されていない地域であれば、建物登記に記載の地番としてください。 また、ビル等のテナントとして診療所を開設している場合は、原則としてビル名及び階数（又は部屋番号）も記載してください。 なお、住居表示が実施されているかどうかは、市区町村の担当部署にご確認ください（インターネット上で確認できる場合もあります）。	A－2．医療法人設立認可申請（様式）	https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/iryo/hojin/ninkashinse.html
15	申請書類		定款の最終ページ（附則）の署名について、住所も自署でないといけませんか。	氏名の自署のみでも構いません（住所は印刷可）。	A－2．医療法人設立認可申請（様式）	https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/iryo/hojin/ninkashinse.html
16	申請書類	R3.6.11追加	印鑑証明の住所と残高証明や契約書の住所が異なる場合は、どうすればいいですか。	印鑑証明が新住所で残高証明や契約書が旧住所の場合は、住所が異なることについての申立書を添付してください。 印鑑証明が旧住所で残高証明や契約書が新住所の場合は、印鑑証明の住所を変更したうえで印鑑証明を取得し、仮申請書類に添付してください。	A－2．医療法人設立認可申請（様式）	https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/iryo/hojin/ninkashinse.html
17	申請書類		履歴書について、職歴に空白が出来る場合は、どうすればいいですか。	「無職」または「〇〇（診療所開設や留学他）のため準備中」と記載してください。 ただし、診療所開設後、保険請求の関係で1か月間診療しない期間があっても、その期間は「準備中」とせず、保健所に提出した診療所開設届に記載した開設年月日としてください。	A－2．医療法人設立認可申請（様式）	https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/iryo/hojin/ninkashinse.html
18	申請書類	R3.12.13更新	引越し等により、個人診療所の不動産賃貸借契約時の住所と現住所が違っている場合は、どうすればいいですか？	賃貸借契約についての覚書や特約条項追加の際の借主の記名押印欄住所を、新住所（現住所）と旧住所が分かるように並記してください。	A－2．医療法人設立認可申請（様式）	https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/iryo/hojin/ninkashinse.html
19	申請書類		理事長個人所有の土地建物を拠出する場合、不動産鑑定評価書の代わりに、次の書類でも可能ですか。 ・不動産鑑定士が発行する不動産調査報告書（簡易鑑定） ・不動産業者が発行する不動産評価証明書 ・市町村等が発行する固定資産評価証明書	いずれも不可です。	A－2．医療法人設立認可申請（様式）	https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/iryo/hojin/ninkashinse.html

公開 番号	分類	更新状況	お問合せ	回答	参考リンク	
			Q	A	表示名1	U R L 1
20	申請書類		現物拋出の価格が相当である旨の証明書について、建物とその他資産の証明は1枚にまとめてもいいですか。	不可です。減価償却の基準日が、建物とその他資産については異なるためです。	A－2．医療法人設立認可申請（様式）	https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/iryo/hojin/ninkashinse.html
21	申請書類		各種証明書の有効期限は、いつを起点に3か月以内と考えたらいいですか。	本申請日から3か月以内です。（例えば本申請4月1日付け→1月1日～、本申請10月1日付け→7月1日～） なお、印鑑証明は社員ごとに取得日が変わっても支障ありません。（残高証明についてはこのQ＆Aの「公開番号9」を参照してください。）	A－2．医療法人設立認可申請（様式）	https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/iryo/hojin/ninkashinse.html
22	申請書類	R5.7.11更新	割賦で支払っている備品・機器も資産として拋出することは可能ですか。 また、割賦支払の未払い分を負債として拋出することは可能ですか。 可能な場合、資産・負債各々についてどのような書類・資料が必要ですか。	割賦支払であっても資産として計上されていれば資産として拋出することが可能です。 また、当該資産を拋出することを前提として、契約金額から既支払額を差し引きした残額を、負債として引き継ぐことが可能です。 （様式3）設立財産目録の明細書 ⇒該当する資産を記載し、（割賦払）等と付記してください。 （様式4）減価償却計算書 （様式5－2）設立時の負債内訳書 ⇒「借入先」を「支払先」に置き換えるなど、適宜修正する。 （様式6－3）負債残高証明及び債務引継承認願 ⇒「リース」を「割賦」に置き換えるなど、適宜修正する。 ※割賦購入契約書等の写しの添付も必要となる。	A－2．医療法人設立認可申請（様式）	https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/iryo/hojin/ninkashinse.html
23	申請書類		収支予算書は、個人診療所時代の収支の延長ではなく、法人化してからの予算を記載するのですか。	法人化後の予算書を作成してください。個人診療所時代の収支をベースに、法人化による変更を加味し、積算してください。なお、積算に疑義がある場合、別途個人診療所の確定申告書の写しを求める場合があります。	A－2．医療法人設立認可申請（様式）	https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/iryo/hojin/ninkashinse.html
24	申請書類		仮申請書類提出時に申請日は記入しておくべきですか。	4月または10月の最初の平日の日付けを記入してください。（例：4月本申請で4月1日が日曜日の場合、4月2日付けとなります。）	A－2．医療法人設立認可申請（様式）	https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/iryo/hojin/ninkashinse.html

公開 番号	分類	更新状況	お問合せ	回答	参考リンク	
			Q	A	表示名1	U R L 1
25	申請書類		仮申請書類提出時に書類をどこまで揃えればいいですか。	仮申請書類の審査は、申請書類に記載不備等ないかどうか事前にチェックするために行うものですので、仮申請の段階ですべての書類を揃えてください。ただし、各種申請書類のうち、金融機関が発行する「負債残高証明及び債務引継承認願」（様式6）や賃貸借契約の覚書等は、相手方から内諾を得ている場合には、仮申請書類の審査後～本申請書類提出までの日付けのもので差し支えありません。その場合、仮申請書類提出時には、金融機関の押印のない「負債残高証明及び債務引継承認願」（様式6）等を添付してください。	A－2．医療法人設立認可申請（様式）	https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/iryo/hojin/ninkashinse.html
26	申請書類	R3.6.11追加	仮申請書類及び本申請書類は、片面印刷と両面印刷のどちらで提出すればいいですか。	どちらでも構いません。	A－2．医療法人設立認可申請（様式）	https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/iryo/hojin/ninkashinse.html
27	申請書類	R3.12.13追加	本申請書類提出時、副本は白黒印刷とカラー印刷のどちらで提出すればいいですか。	どちらでも構いません。	A－2．医療法人設立認可申請（様式）	https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/iryo/hojin/ninkashinse.html
28	スケジュール		医療法人設立認可申請手続と並行して、分院の新規開設手続を行うことはできますか。	法人が成立してからでなければ、法人を申請者とする定款変更認可申請（分院の開設）手続きをすることはできません。法人を設立し、本院開設後に分院の開設の手続き（定款変更等）を行ってください。 ただし、財務状況によっては認められない場合もあります。医療法人として、経営が安定してから行うようにしてください。	A－2．医療法人の設立認可申請（社団医療法人設立の場合）	https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/iryo/hojin/setsuritsuninka.html
29	スケジュール		「医療法人設立認可申請 年間スケジュール」以外の手続きで設立することはできませんか。	できません。医療審議会に諮問する必要があること等から、スケジュールに則って手続してください。	A－2．医療法人の設立認可申請（社団医療法人設立の場合）	https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/iryo/hojin/setsuritsuninka.html
30	設立事前登録	R2.11.19追加	事前登録期間中に登録するのを失念してしまいましたが、仮申請書類を提出しても構わないですか。	設立認可申請を行うためには設立事前登録が必須となりますので、事前登録をされなかった方は仮申請書類の提出はできません。	A－2．医療法人の設立認可申請（社団医療法人設立の場合）	https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/iryo/hojin/setsuritsuninka.html
31	設立事前登録	R3.6.11更新	事前登録手続きは申請代理人が行ってもよいですか。	事前登録手続きを申請代理人が行っていただいても構いません。	A－2．医療法人の設立認可申請（社団医療法人設立の場合）	https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/iryo/hojin/setsuritsuninka.html
32	設立事前登録	R2.12.13追加	事前登録の内容に誤りがあった場合、どうすればいいですか。	正しい内容で再度登録してください。	A－2．医療法人の設立認可申請（社団医療法人設立の場合）	https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/iryo/hojin/setsuritsuninka.html

公開 番号	分類	更新状況	お問合せ	回答	参考リンク	
			Q	A	表示名1	U R L 1
33	設立に関する説明	R2.11.19追加	説明動画は必ず視聴しないといけませんか。	設立代表者（理事長就任予定者）は必ず説明動画を視聴してください。医療法人設立認可申請を行うに当たってあらかじめご理解いただきたい重要な内容を説明しています。 なお、他の設立者には設立代表者から内容をご説明いただくか、動画視聴についてご案内ください。	A－2．医療法人の設立認可申請（社団医療法人設立の場合）	https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/iryo/hojin/setsuritsuninka.html
34	設立に関する説明	R2.11.19追加	以前説明会に参加（又は動画を視聴）しましたが、今回、動画を視聴しなければなりませんか。	制度や様式等が変わることがありますので、必ず視聴してください。	A－2．医療法人の設立認可申請（社団医療法人設立の場合）	https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/iryo/hojin/setsuritsuninka.html
35	法人設立要件	R3.12.13更新	一年間の実績はいつを基準として計算すればいいですか。	本申請の時点で1年間の実績が必要です。 なお、起算日は保健所に届け出ている開設日とします（保険医療機関の指定を受けた日ではありません）。 例えば、4月の設立認可申請はその前年の4月1日以前に開設した診療所が、10月設立認可申請はその前年の10月1日以前に開設した診療所が対象となります。		
36	保健所への届出	R2.11.19更新	開設届と登記簿謄本（もしくは賃貸借契約書）の診療所面積が合致しない場合はどうすればいいですか。	開設届が誤っている場合、所管の保健所に相談のうえ、正しい面積での変更届をご提出ください。 契約面積と診療所面積が異なる場合は、そのことを疎明する書面を添付してください。	A－2．医療法人設立認可申請（様式）	https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/iryo/hojin/ninkashinse.html
37	保健所への届出		保健所に未届けの構造設備等の変更があった場合、どのようにすればいいですか。	構造設備等の届出は、所管の保健所に届け出てください。	A－2．医療法人設立認可申請（様式）	https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/iryo/hojin/ninkashinse.html
38	名称		医療法人の名称について、制約はありますか。	特に制限はありませんが、厚生労働省の定款例では「医療法人〇〇会」と例示されています。 公の機関と誤解を招いたり、営利法人と紛らわしい、公序良俗に反している等の名称は望ましくありません。 また、同一市区町村内で同一名称の法人名は原則認められません（確認したい場合は、保健医療企画課又は大阪市保健所にお問い合わせください。）。	社団（出資額限度法人を含む）、財団医療法人定款例（厚生労働省サイト）	https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/igyoku/igyokeiei/ruikei.html
39	名称		医療法人の名称について、カタカナやアルファベットを使用しても問題ないですか。	カタカナやアルファベットを使用すること自体は問題ではありません。 なお、法人登記については、右記、法務省ウェブページをご覧ください。	商号にローマ字等を用いることについて（法務省サイト）	https://www.moj.go.jp/MINJI/minji44.html

公開 番号	分類	更新状況	お問合せ	回答	参考リンク	
			Q	A	表示名1	U R L 1
40	診療所用不動産		定款に事務所・診療所在地のビル名を記載したくありませんが、可能ですか。	所在地を明確に特定する必要がありますので記載するのが望ましいですが、事務所の場所の特定や郵便物の配達などに支障なければビル名を記載しないことは可能です。診療所の所在地の表記については保健所にご相談ください。	A－2．医療法人設立認可申請（様式）	https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/iryo/hojin/ninkashinse.html
41	診療所用不動産		理事長個人が診療所用不動産を所有している場合、土地と建物セットで賃貸借することはできないのですか。	土地まで借り受ければ、建物の賃料と土地の地代の二重払いが生じる恐れがありますので、建物のみの賃貸借契約としてください。ただし、敷地内の建物の底地以外の部分を駐車場や駐輪場用地として賃貸借するということであれば、建物の賃貸借契約に含めて、または、別の賃貸借契約として締結することは可能です。	A－2．医療法人設立認可申請（様式）	https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/iryo/hojin/ninkashinse.html
42	診療所用不動産		診療所について、転貸による契約になっていますが、そのままの契約でも法人設立は可能でしょうか。また、可能な場合、どのような書類を添付すればいいでしょうか。	可能です。一般的には、所有者による転貸を了承している旨の覚書等を添付いただいておりますが、転貸者が設立代表者の関係者やいわゆるM S 法人である場合には、賃料設定が利益供与に当たらないことを確認する必要があるため、個別に判断されます。 なお、商業施設など、事業主が所有者から一括借り上げて転貸している場合などは、添付書類は特に必要ありません。	A－2．医療法人設立認可申請（様式）	https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/iryo/hojin/ninkashinse.html
43	診療所用不動産		土地建物について、登記簿上はA及びBの共有持分になっているが、個人診療所の賃貸借契約書については、院長とAで契約しています。法人化にあたり特約条項追加（「特約方式」）にて契約を承継しようとしていますが、現行契約書に特約を追加するだけで問題ないですか。（Bが契約相手方に含まれていないことは問題ですか。）	診療所用不動産が共有の場合、共有者全員が契約書に貸主として記載されるべきですので、契約書の貸主にBを追加したうえで特約を追加するか、A及びBを貸主とする新しい賃貸借契約を医療法人が結ぶ方法をご検討ください。 しかし、貸主の意向等により、現行契約書のままで特約方式を取る場合には、共有者のうちの一人が他の共有者の同意を得て契約書に貸主として記載されている旨を説明する書類を添付してください。	A－2．医療法人設立認可申請（様式）	https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/iryo/hojin/ninkashinse.html
44	診療所用不動産		収支予算書内の賃借料に関して、駐車場代を家賃と合算して記載することは可能ですか。	可能です。ただし、収支予算書に記載された賃料が、診療所用建物の賃料×月数の合計額より高い場合、賃料の内容をお尋ねすることとなりますので、「内容説明」欄に内訳を記載してください。	A－2．医療法人設立認可申請（様式）	https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/iryo/hojin/ninkashinse.html
45	診療所用不動産		診療所用建物の登記がされていない（登記をしていない）場合は、どうすればいいですか。	登記の代わりに固定資産評価証明書を添付してください。	A－2．医療法人設立認可申請（様式）	https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/iryo/hojin/ninkashinse.html
46	診療所用不動産	R4.12.12更新	駐車場や倉庫が診療所の賃貸借契約と別契約の場合、契約書の添付は必要ですか。	契約書の添付は求めません。ただし、保証金（敷金）を医療法人に引き継ぐ等の場合は提出いただく必要があります。	A－2．医療法人設立認可申請（様式）	https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/iryo/hojin/ninkashinse.html

公開 番号	分類	更新状況	お問合せ	回答	参考リンク	
			Q	A	表示名1	U R L 1
47	診療所用不動産		作成例に類似のパターンがない場合の賃貸借契約を結んでいる場合、契約書案はどのようにすればいいですか。	事前に、大阪府保健医療企画課医事グループまたは大阪市保健所保健医療対策課にお問い合わせください。	A－2．医療法人設立認可申請（様式）	https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/iryo/hojin/ninkashinse.html
48	診療所用不動産		個人診療所の不動産賃貸借契約の貸主（A）が、契約途中でBに変更になったという通知が貸主側からあったが、契約書は当初のままです。今回法人成りするにあたり、医療法人にとっての貸主はBとなるが、覚書方式・特約方式のどちらにすべきですか。	特約方式は、現行の賃貸借契約の借主だけを医療法人に読み替えるだけで、貸主はそのままなので、特約方式ではなく覚書方式にしてください。この場合、賃貸借契約書上の貸主（A）ではない者（B）との間で覚書を交わすことになるので、貸主がAからBに変更されていることを疎明する書面（例：A B連名での賃貸人変更の通知）を添付してください。	A－2．医療法人設立認可申請（様式）	https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/iryo/hojin/ninkashinse.html
49	診療所用不動産		診療所と事務所の所在地が異なる申請は可能ですか。	個人診療所の法人化ですので、個人診療所と同じ場所に事務所を置くのが原則です。ただし、診療所が入居している大規模商業施設の契約条件として法人の事務所を置くことができない等、やむを得ない理由がある場合には可能です。 なお、事務所の所在地が大阪府以外の場合は、医療法人の設立認可は事務所の所在地の都道府県知事が行うことになります。	A－2．医療法人設立認可申請（様式）	https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/iryo/hojin/ninkashinse.html
50	診療所用不動産		診療所不動産が設立代表者以外の所有の場合について、様式作成例にある覚書方式（参考 a、参考 e－2）と特約方式（参考 a、参考 e－3）が提示されています。これら 2 つのパターン以外の方法を取ることは可能ですか。	設立総会議事録作成例第 8 号議案の注釈に「※これはモデルなので、それぞれ内容により適宜変更してください。」とあるように、モデルはあくまでモデルですので、貸主の意向等を踏まえ他の方法を採用することも可能です。	A－2．医療法人設立認可申請（様式）	https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/iryo/hojin/ninkashinse.html
51	役員・社員		社員について、少なくとも3名以上置くこととされているのはなぜですか。	定款の規定により議長は議決権を有しませんので、議長以外の社員が 1 名以下だと適正な社員総会運営ができない恐れがあるからです。	B－2．医療法人の構成員	https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/iryo/hojin/kosein.html
52	役員・社員	R4.5.2更新	未成年者や学生は社員になれますか。	自らの意思で議決権を行使する必要がありますので、成人されている方（18歳以上の方）が望ましいです。	B－2．医療法人の構成員	https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/iryo/hojin/kosein.html

公開 番号	分類	更新状況	お問合せ	回答	参考リンク	
			Q	A	表示名1	U R L 1
53	役員・社員	R4.5.2更新	未成年者は役員（理事、監事）になれますか。	役員の職責から未成年者が役員に就任することは適当ではありません。 なお、成年年齢を18歳に引き下げることとする「民法の一部を改正する法律」が令和4年4月1日から施行されました。これに伴い、本申請日時点で18歳以上の方は役員に就任することができます。	B－2．医療法人の構成員	https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/iryo/hojin/kosein.html
54	役員・社員		役員（理事や監事）と事務長等従業員を兼ねることは差し支えありませんか。	理事については差し支えありません。 監事については、中立的な立場で法人の財務状況を監査する職責から、医療法人の事務長等従業員を兼ねることはできません。（医療法46条の5⑧）	B－2．医療法人の構成員	https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/iryo/hojin/kosein.html
55	役員・社員		医療法人の役員と営利法人の役員を兼ねることはできますか。	医療法人と取引関係がある営利法人の役員を兼ねている場合、医療法人に不利な取引が行われる恐れがあるため、医療法人と取引関係のある営利法人との役員の兼任は適当ではありません。なお、医療法人と取引関係がなく、また医療機関の非営利性に影響を与えることがない営利法人であれば、医療法人の役員としての職務遂行に支障がない限り、役員の兼任は問題ありません。	B－2．医療法人の構成員	https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/iryo/hojin/kosein.html
56	役員・社員		会計年度の期末日と、役員任期の満了日を、それぞれ異なる日として設定することはできますか。	可能です。 ※役員の任期を失念し、いつの間にか任期切れを起こしてしまっていたということのないよう、ご注意ください。	B－2．医療法人の構成員	https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/iryo/hojin/kosein.html
57	役員・社員		顧問の社会保険労務士は監事に就任できますか。	中立性が求められる監事の職責に鑑み、顧問税理士に限らず、顧問関係にある方は適当ではありません。	B－2．医療法人の構成員	https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/iryo/hojin/kosein.html